

兵事係の仕事

戦時中、役場には「兵事係」という、市町村の徴兵検査や在郷軍人（ざいこうぐんじん）に関わる業務、そして召集令状や戦死公報を本人や家族に届けるなど、戦争に関する事務を担当していた係がありました。

この兵事係に関する公文書等は軍の機密に関わる事項もあるため、終戦直後に大本営から焼却処分するよう通達され、一斉に処分されました。しかし、時々こうした公文書が秘匿（ひたく）され、現在に至るケースもあり、近年富村役場（現富振興センター）にも残されていたことがわかりました。今回は、富村役場資料から兵事係の

業務の一端を垣間見ていきます。

写真1の上は召集令状、いわゆる「赤紙」で、この通知が来れば戦争に行かなければなりません。召集令状を本人に届けるのは兵事係の仕事です。戦時中を扱ったドラマなどで、郵便屋さんが召集令状を配達するシーンがありますが、これは間違いで、召集令状は必ず役場の兵事係が直接本人か、本人不在の場合は家族へ手渡しし、受領書を受け取っていました。下は「馬匹徴発告知書」という、馬の召集令状のようなものです。こちらは「青紙」とも呼ばれました。農村で労働力として飼育さ

れていた馬を軍の物資の輸送用として徴発するためのもので、兵事係は「馬籍簿」という馬の戸籍も整備していました。

写真2の木札は、表に「動員用急使」と書かれ、裏面には

この急使は動員の書類を持って重要な任務を務めている者なので、もし事故などに遭遇した時は、誰でもよいので近くの警察署・駐在所・役場へ急報すること

と書かれています。兵事係が召集令状を届ける際、この木札を見えるところにぶら下げ、不測の事態に備えていたのでしょう、この業務がいかに重要な仕事として扱われていたかがうかがえます。

また、村内の出征者が戦死した場合、まず役場に伝えられます。これを家族に知らせるのも兵事係の仕事でした。写真3は出

そらく、出征した兵士の遺書は役場で保管し、戦死の連絡があればその遺書を遺族へ渡していたため、帰還者の遺書のみが役場に残されたのでしょう。

終戦直後の昭和二〇年（一九四五）八月二二日付けで、岡山連隊区司令官より市町村長あてに「大東亜戦争従軍軍人軍属遺書遺髪交付二関スル件」という文書が通達されています。ここには役場で保管する遺書等について「生存している者の遺書は焼却すること」「戦没者の遺書は遺族に渡すこと」「戦没者で遺骨が届いていない者には、遺髪を届けること」「生死がわからない者は遺書を家族に渡し、本人が帰還するまで家族宅に保管すること」など、その取扱いが細かく指示されています。

戦時中、兵事係に従事する職員は辛い立場にあったと思われます。戦後も多くを語ることが憚られたでしょう。しかし、軍の命令に背いてまで残された兵事関係の公文書は、当時小さな村落にまで及んだ戦争の記録を後世に伝えたかったという、兵事係の意思だったのかもしれない。参考資料：「富村役場資料」「赤紙―男たちはこうして戦場へ送られた―」

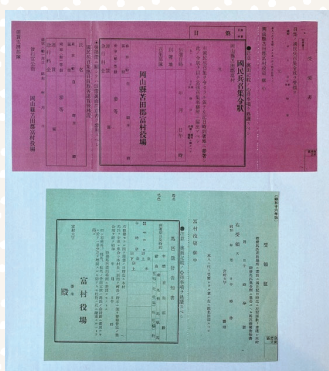


写真1 (上) 召集令状
(下) 馬匹徴発告知書



写真2 動員用急使の木札

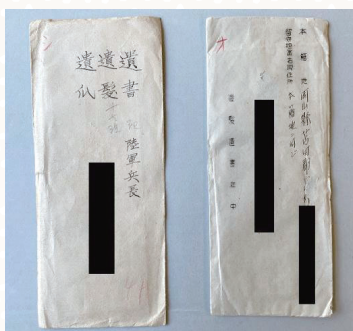


写真3 帰還者の遺書

征した兵士の遺書です。中には遺髪や遺爪を同封しているものもあります。こうした遺書が富村役場では二三通残されていました。これらを書いた者はすべて戦地から無事に帰還した人達でした。お

鏡野町教育委員会 生涯学習課 日下
電話(0868)54-7733